

「茅ヶ崎市環境基本計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 令和2年12月23日（水）～ 令和3年1月21日（木）
- 2 意見の件数 105件
- 3 意見提出者・団体数 19（18人・1団体）
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	1人	2人	5人	1人	2人	3人	2人	2人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1-1	計画策定の背景に関する意見	2件
1-2	計画の目的と位置づけに関する意見	3件
1-4	計画の対象範囲に関する意見	1件
2-1	環境を取り巻く社会情勢の変化に関する意見	5件
2-2	茅ヶ崎市の環境の現況に関する意見	7件
2-3	環境に関する市民の意識に関する意見	1件
2-4	前計画の総括評価に関する意見	5件
2-5	計画策定にあたっての課題に関する意見	3件
3-2	計画体系に関する意見	2件
3-3	政策目標・政策目標を達成するための施策全般に関する意見	3件
3-3	政策目標1 自然と人が共生するまちに関する意見	12件
3-3	政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見	4件
3-3	政策目標3 資源を大切に作る循環型のまちに関する意見	3件
3-3	政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見	22件
3-3	政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見	4件
4-1	計画の推進体制に関する意見	3件
4-2	計画の進行管理に関する意見	2件
	資料編に関する意見	7件
	パブリックコメントの実施に関する意見	7件
	その他の意見	9件
	合 計	105件

※「茅ヶ崎市環境基本計画（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市環境部 環境政策課 環境政策担当・温暖化対策担当
0467-82-1111（内線1211）
e-mail:kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画策定の背景に関する意見（2件）

(意見1)

p2 第1章 1. 1 計画策定の世界的、社会的な背景の記述内容についてはとくに異存はありません。ただし、p3の「茅ヶ崎市環境基本条例第3条の（基本理念）は、まさに環境基本計画の根幹となる理念であり、大変素晴らしい理念と思います。1ページ全面を使ってもっと大きな字で記載してほしいと思います。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【3ページ】

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; margin: 0;">茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの課題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。 </div> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>	<p style="text-align: center;">第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; margin: 0;">茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。 </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>

(意見2)

p2 計画改定の背景

今回の環境基本計画策定の主要な背景として、「地球温暖化対策」と「生物多様性の保全」の2項目が挙げられる。このうち地球温暖化対策については本ページ、資-16, 17, 18に「市の実行計画を包含する」ことが詳しく明記されているが、生物多様性の保全についての記載(市が「みどりの基本計画」と「生物多様性ちがさき戦略」を平成31年3月に統合策定されたこと)が明記されていない。前計画には生物多様性にかかる項目の記載があり、その後にみどり計画改定時点で生物多様性地域戦略を統合・包含した経緯を記述することが必須である。行政の連続性を確保して説明責任を果たすべきである。

(市の考え方)

「1-1 計画策定の背景」では、本計画の策定根拠として「茅ヶ崎市環境基本条例」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」があること、また、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を包含する新たな「環境基本計画」を策定するとしたことを説明しています。環境基本計画に関連する計画としては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」のほか、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」等がありますが、これらの分野別の計画や、その根拠法令に関しては、4ページの位置づけの箇所でご示しています。

■計画の目的と位置づけに関する意見(3件)

(意見3)

p4 導入文

気候変動適応法に限定して特記しているが、その他の生物多様性基本法等々の法令についても言及すべきと考える。

(意見4)

◆茅ヶ崎市環境基本計画の位置づけ

p4の環境基本計画の位置づけの図では、環境基本計画の根拠となる法律として茅ヶ崎市自治基本条例と環境基本条例が記載されている。しかし、茅ヶ崎市の組織及び仕事の組み立てが現状にマッチしていないために、環境基本計画の自然環境の施策部分はほとんどが「みどりの保全等に関する条例」に起因し、担保される部分が多い。「みどりの保全等に関する条例」の記載も必要であると考えます。

(市の考え方)

「1-2 計画の目的と位置づけ」では、本計画策定の基本理念を位置づけた「環境基本条例」のほか、本計画の策定根拠となっている「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」に触れながら計画の目的を説明しています。また、「図：茅ヶ崎市環境基本計画の位置づけ」では、関係法令のほか、国や県などと、本計画の関係性、また、

市政運営において本計画が、市条例や茅ヶ崎市総合計画、その他個別計画とどのように関わっているかを説明しています。なお、本計画の対象分野は、身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えており、多数の条例や計画と関係性を持つことから、上位の条例や、主要な計画の表記にとどめています。

(意見5)

p4 フローチャート (左側の箱)

関係法令の箱は削除して「国」と「県」に2分割して表現すれば良い。「国」から「県」の下向き矢印を追加。各矢印に、「勘案、基本理念の実現、整合」等が付記されているが意味がない。勘案することは当然であり、用語の使い分けが不明。

(市の考え方)

本計画が関係法令に基づき策定されているとともに、国や県の各種計画を勘案し、市の各種計画との整合性をとるという位置づけを図式したものになるので、現行の表記とさせていただきます。

■計画の対象範囲に関する意見 (1件)

(意見6)

p6、53、56、60の自然共生の対象範囲の「みどり」の定義については「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の「みどりの定義」と整合させてください。(水辺は「みどり」の中に含まれるので、みどり・水辺の保全はみどりの保全だけにするか、() 具体的な該当項目を記載する)

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【6ページ】

修正後		修正前	
対象分野	対象範囲	対象分野	対象範囲
自然共生	生物多様性、 <u>みどり</u> [※] など	自然共生	生物多様性、 <u>みどり・水辺</u> など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など	良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制*、再使用*、再資源化(4R*)、ごみの収集処理 など	資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制、再使用、再資源化(4R)、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー*、再生可能エネルギー*、気候変動への対応 など	気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育*・環境学習、環境情報、環境活動 など	環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

※ 本計画でいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。

【52、63ページ】

修正後	修正前
みどり、 <u> </u> 眺望等の	みどり、 <u>水辺</u> 、眺望等の

【53、56、60ページ】

修正後	修正前
(2) みどり <u> </u> の保全	(2) みどり、 <u>水辺</u> の保全

【56ページ】

修正後	修正前
<u>公園、緑地、水辺</u> の保全に努めます。	<u>みどり、 </u> 水辺の保全に努めます。

■環境を取り巻く社会情勢の変化に関する意見（5件）

（意見7）

本計画は環境分野における昨今の世界情勢や社会情勢の変化に関する詳細な情報がたくさん丁寧に記述されているため、本計画策定の趣旨である市民にとって大切な茅ヶ崎市の身近な環境問題やその対応施策の内容を十分に理解する前に集中力が切れてしまうのではないかと危惧されます。

（市の考え方）

計画策定の背景となる、世界的なトレンドや社会情勢の変化については、丁寧な記載が必要と考えています。一方、御意見のとおり、市民の皆様に読みやすい資料とすることも大切であり、計画の概要をコンパクトにまとめた概要版を作成することで、対応いたします。

（意見8）

p10 下から5行目～7行目の3行の文言は上から11行目の文節の後に挿入した方がよいのではないのでしょうか。

（市の考え方）

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【10ページ】

修正後	修正前
<p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</p> <p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p>	<p>SDGsは、17のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標」参照）が相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。</p> <p>SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。</p>

（意見9）

p12 ③第五次環境基本計画

ここでは最新の第五のみを記載しているが、環境計画は平成6年の第一から四次を含めたすべてを反映し、その経緯をすべて対象とする必要がある。表題は「③環境基本計画（1～5次）」としてすべての計画を記す。

（市の考え方）

国の第五次環境基本計画がこれまでの内容を踏まえたものであることから、現行の表記

とさせていただきます。

(意見10)

p13 下段の囲み内

流行語、行政専門用語の「レジリエンス」と「Eco-DRR」の用語説明が欠落。

(市の考え方)

国の第五次環境基本計画においては、それぞれ13ページ本文中にあるとおり、インフラを活用した強靭性を「レジリエンス」、生態系を活用した防災・減災を「ECO-DRR」と表現しています。

(意見11)

p15 第2章⑦8行目

FIT開始は、平成24年(2012年)です。

「2009年11月より開始された、住宅用太陽光発電の余剰電力買取制度(2012年7月1日まで)を契機に」との表記が正しいと思います。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【15ページ】

修正後	修正前
平成 <u>24</u> (<u>2012</u>)年7月に開始された	平成 <u>26</u> (<u>2014</u>)年7月に開始された

■茅ヶ崎市の環境の現況に関する意見(7件)

(意見12)

緑はじめゴミ問題も現実には後退しているように思う。

(市の考え方)

今後、本計画を進めていくことで、本市が目指すべき環境の将来像の実現を図ってまいります。

(意見13)

p19 位置と地勢(年間の平均気温)

気象庁資料によると辻堂地域気象観測所の平年値（1992～2010）は16℃である。年平均気温1℃の差は大きい。横浜地方気象台のデータですか？単位は「度」ではなく「℃」で表記。

（市の考え方）

茅ヶ崎市の「統計年報（令和元年版）」に基づき記載しています。測定場所は茅ヶ崎市役所本庁舎屋上で、気象年報として市ホームページでデータを公表しています。

表記については、御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【19ページ】

修正後	修正前
16.6℃（出典：統計年報（令和元年版）） です。	17度 です。

（意見14）

p22 導入文

毎度の指摘ですが、コア地域のふりがなを追加してください。P.23の図にも。

（意見15）

p23、44、61

市内の重要度の高い自然環境の配置図に「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」のp70生きものの生息・生育空間をつなぐみどり（生態系ネットワークの重要な地域・地点）をいれてほしい。

自然環境評価調査の結果から抽出された生きものの移動空間として重要な地点・地域（中央公園周辺 小出川大曲橋周辺）の保全・再生と書かれている。

自然環境評価調査「平成29年度版」の成果である。中央公園と本庁前広場、河童徳利公園広場の自然環境の質が上がるように明文化してほしい。

（市の考え方）

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

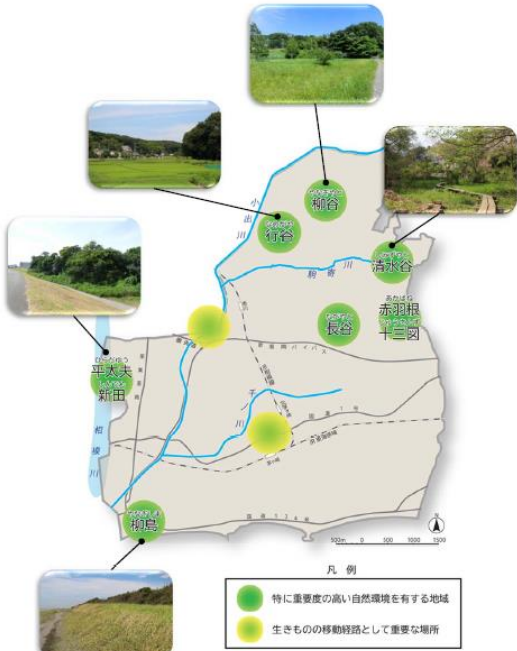

【22ページ】

修正後	修正前
<small>やなぎやと なめがや しみずやと ながやと あかほねじゅうさんず</small> <u>柳谷</u> や <u>行谷</u> 、 <u>清水谷</u> 、 <u>長谷</u> 、 <u>赤羽根十三</u> 図 <small>へいだゆうしんでん やなぎしま</small> <u>平太夫新田</u> 、 <u>柳島</u> では、	柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図 、平太夫新田、柳島では、

【22ページ】

修正後	修正前
<p>指標種の分布が集中しています。また、<u>同調査で、生きものの移動空間として重要な地点・地域とされた中央公園周辺・小出川大曲橋周辺などの、市街地のみどりや河川などは、生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。</u></p>	<p>指標種の分布が集中しています。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

【23ページ】

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題</p> <p style="text-align: center;">位置図</p>  <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に重要度の高い自然環境を有する地域 ● 生きものの移動経路として重要な場所 <p style="text-align: center;">- 23 -</p>	<p style="text-align: center;">第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題</p> <p style="text-align: center;">市内の重要度の高い自然環境の位置図</p>  <p style="text-align: center;">- 23 -</p>

【44ページ】

修正後	修正前
柳島や、 <u>生きものの移動空間として重要な地点・地域とされている中央公園周辺・小出川大曲橋周辺</u> をはじめ	柳島 _____ _____をはじめ

【58ページ】

修正後	修正前
「特に重要な自然環境」や「 <u>生きものの移動空間として重要な地点・地域</u> 」とされた地域をはじめ、	「特に重要な自然環境」 _____ _____とされた地域をはじめ、

(意見16)

p25 ①大気

2つの大気測定局（一般局と自排局）の位置を明記する事。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【25ページ】

修正後	修正前																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>採期的評価</td> <td>1年間平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p><small>注1 一般局は市・特殊区等の庁舎1箇、自排局は国道・主要道・特殊区等の庁舎1箇。 注2 「注1」は、大気測定局が設置100m以内を測定していることとします。</small></p> <p>出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	採期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">微小粒子状物質 (PM2.5)</td> <td>採期的評価</td> <td>1年間平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>短期的評価</td> <td>1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること</td> <td>-</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p><small>注1は、大気測定局が設置100m以内を測定していることとします。</small></p> <p>出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-</p>	微小粒子状物質 (PM2.5)	採期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成	短期的評価	1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)		採期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成														
	短期的評価	1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															
微小粒子状物質 (PM2.5)	採期的評価	1年間平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	-	達成															
	短期的評価	1日平均値の年間99%値を日平均値の代表として、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	-	達成															

(意見17)

p26 「③エネルギー消費量」、p27 「④温室効果ガス」について

・両者とも2016、2017年度で増加していますが、それは主に産業部門の増加であることがわかります。従業員数・事業者数が横ばい傾向なのに、なぜ産業部門が増加しているのか、その原因はつかんでいるのでしょうか？ このページに2016、2017年度に増加していること、及びその原因を書くべきです。そして、それに対する対策を p. 80 「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」に書くべきです。

(市の考え方)

産業部門は、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。産業部門の温室効果ガス排出量の増加は、主に製造業におけるエネルギー消費量が増

加したことによるものです。産業部門のエネルギー消費量が増加する要因としては、猛暑
 厳冬により電力消費が増加したことや製造品出荷額などの増加など、気象条件や経済活動
 などの要因に影響を受けたと考えられますが、その詳細を分析することは難しいと考
 えています。

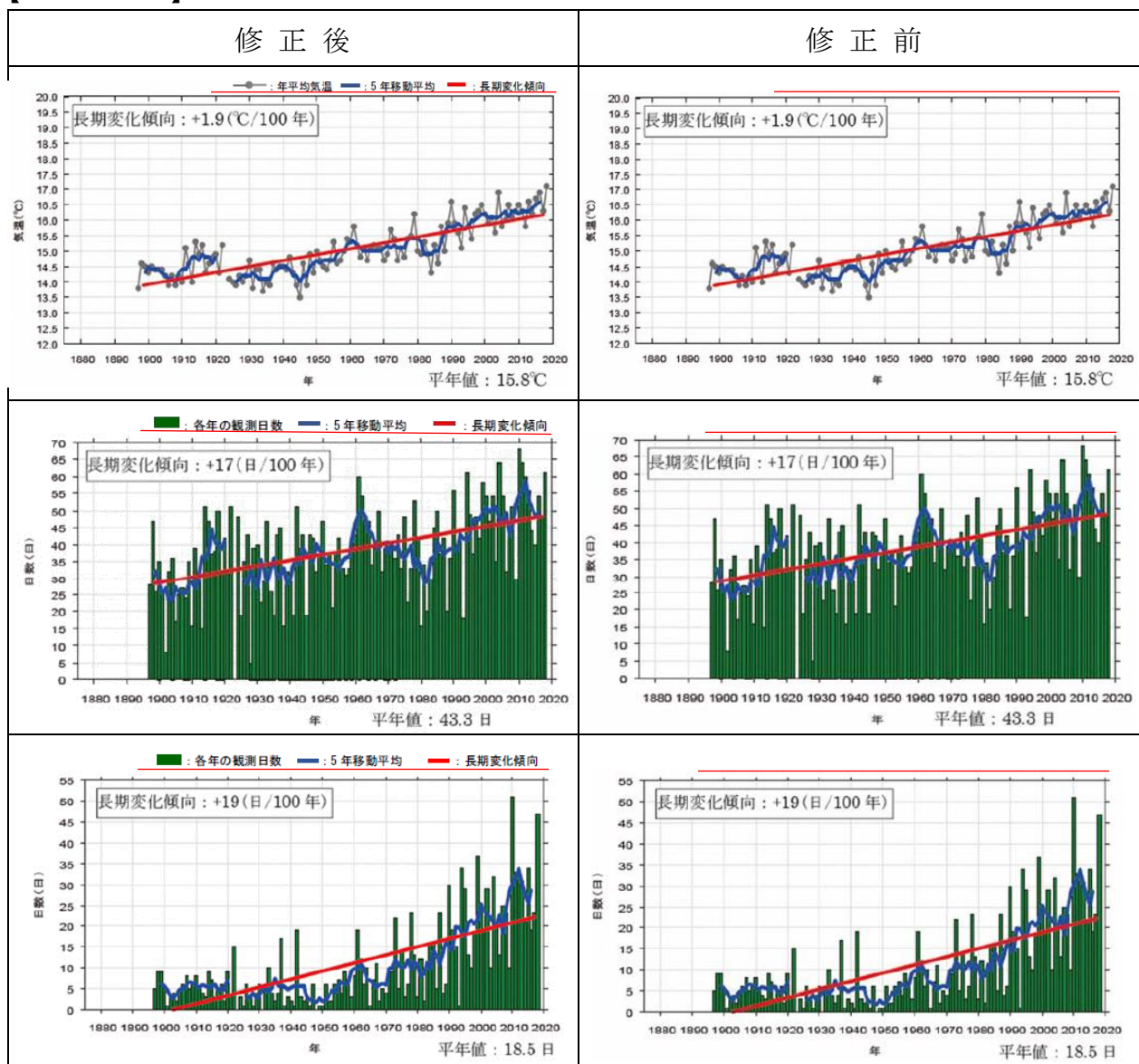
(意見18)

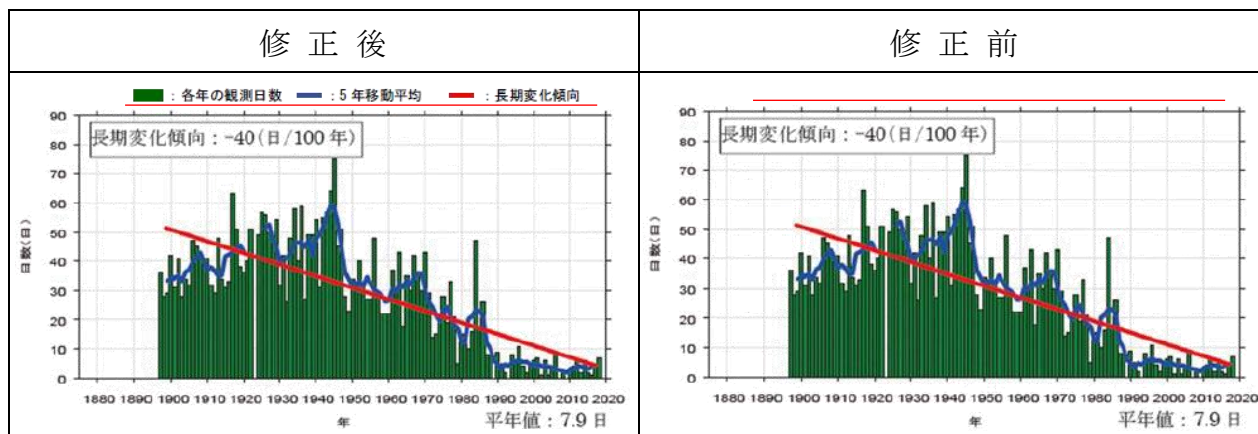
p28 グラフ表示の解説不足
 赤線、青線の説明が欠落している。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【28ページ】





■環境に関する市民の意識に関する意見（1件）

（意見19）

p31、32、34 アンケート結果図の項目文面が微妙に異なる

当然、p31とp32は一致しているが、34が微妙に文面が異なる。その理由が不明。

（市の考え方）

31から33ページまでは、茅ヶ崎の環境に関する各項目についての満足度と重要度をお伺いしたものです。34ページは、市が重点的に取り組むべき環境への対策をお伺いしていることから、異なった表現となっています。

■前計画の総括評価に関する意見（5件）

（意見20）

環境基本計画（2011年版）は、作成時に具体的な施策や目標について、担当課と協議し、実施できるとの確約をもらって、計画に記載された経過がある。にもかかわらず、目標年次の達成はもちろん、内容についても10年が経過しても達成できなかったものが多数ある。

今回の作成時には、何が原因で達成できなかったのかの反省を明確にする必要があったにもかかわらず、その具体的な反省及びそれを繰り返さない対策がないままであることが致命的で希望のない計画となっている。

（意見21）

P38～

総括評価され、課題が明らかになっているが、10年前と変わらない。課題が進まない理由を分析できていないからではないか。

(市の考え方)

本計画の作成にあたっては、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価を実施しています。評価にあたっては、評価の客観性や意思決定の信頼性向上を図るため、多様な視点による評価手法を採用し、市による評価と、茅ヶ崎市環境審議会による評価の二段階評価を実施しました。これまでの取り組みの総括、課題と取り組みの方向性等、総括評価の内容については、環境審議会における茅ヶ崎市環境基本計画素案の策定過程における審議にて活用しました。なお、総括評価の全容は、市ホームページや市政情報コーナーにて公表するとともに、庁内での共有を図っています。

(意見22)

p38 前計画（2011年度版）の総括評価について、環境審議会会長の答申には、前計画の評価にあたって、18名の審議会委員を政策目標1に6名、政策目標2、3に6名、政策目標4に6名の3分科会に分けて評価を行ない、政策目標5は全審議会委員で協議したとあり、一方、目指すべき環境の将来像の実現度の評価では18人の委員のうち、自然環境11名、資源循環・環境負荷12名、人材育成11名で評価したことが記述されており、総合評価メンバーの数と政策目標評価メンバー、施策の柱の評価メンバー数が違っており、総括評価に全審議会委員の意見が反映されていないように思われる。基本計画のような重要な計画を総合評価する場合は審議会委員全員が集まって協議することが大切です。コロナ禍の中にあって、委員の集まりが難しかったにしても、メール連絡やリモートワーク（ZOOM会議など）で全員の意見を聞いて評価するよう心がけてほしいと思います。

(市の考え方)

資料編18ページは、令和2年7月の茅ヶ崎市環境基本計画改定についての諮問に対し、同年11月に提出された環境審議会からの答申です。環境審議会の委員数は、令和2年7月に温暖化対策推進協議会と統合したことにより、13人から18人に増加しました。茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価は、令和元年7月に環境審議会に諮問し、同年10月に答申を御提出いただいたものです。総括評価に関しては、分科会は設けず全体会で審議しています（総括評価時点での委員数は13人です）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年1月より、WEB会議による審議会も開催しています。

(意見23)

p39 表内のテーマ 3施策の柱「産消」と「茅産茅消」
地産地消のことですか？ 成果にも「茅産茅消」があります。誰もが分かりやすい表記で。

(市の考え方)

「産消」は「地産地消」の誤りでした。「茅産茅消」とは「地産地消」（地元のものを地元で消費すること）の茅ヶ崎版のことで、「茅産茅消応援団」は、茅ヶ崎市民が茅ヶ崎産農水産物をいつでも手軽に消費できることを目指す取り組みです。表記については、御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【39ページ】

修正後	修正前
地域資源を活かす <u>地産地消</u> の推進	地域資源を活かす <u>産消</u> の推進
・「 <u>茅産茅消応援団</u> 」への参加店舗数	・ <u>茅産茅消応援団</u> への参加店舗数

(意見24)

p41 第2章「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価」について

- ・全文を掲載すべきです。温暖化対策推進協議会の元メンバーとして、抜粋標記の内容に驚きました。何のための総括評価でしょうか？
- ・そして、総括評価を参考にして、2013年版地球温暖化対策実行計画で目標が達成できなかった事業は、原因をしっかりと調査・検討し、廃止や見直しをするとともに、p.80 施策16～p.83 施策19に具体的に書き込むべきです。

(市の考え方)

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価は、計画期間における計画の進捗について、経過や経緯、評価内容を取りまとめ、環境審議会における茅ヶ崎市環境基本計画素案の策定過程における審議にて活用いたしました。なお、本計画においては、41ページに総括評価の一部を表記していますが、総括評価の全容は、市ホームページや市政情報コーナーにて公表しています。

■計画策定にあたっての課題に関する意見（3件）

(意見25)

P44

(素案)

本市では自然環境評価調査で、特に重要度の高い自然環境とされた地域を、前計画の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)において「コア地域」として保全を進めてきました。引き続き、自然環境評価調査の結果から特に重要度の高い自然環境と位置づけられている柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽十三回、平太夫新田、柳島を始め、里山、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などの自然環境の保全を進めるとともに、生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため生態系ネットワークを維持形成する必要性がありま

す。

↓

(改定案)

本市では自然環境評価調査で、特に重要度の高い自然環境とされた地域を、前計画の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)において「コア地域」として保全を進めてきました。引き続き、自然環境評価調査の結果から特に重要度の高い自然環境と位置づけられている柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽十三区、平太夫新田、柳島の7カ所を始め、北部丘陵、河川、海岸の保全を進めるとともに湘南海岸防砂林の生物多様性を高める管理施策と、自然に優しい農地のあり方の啓蒙を進めながら、生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため生態系ネットワークを維持形成する必要があります。

(理由)

- ①素案の文章だと、(コア地域)と(そのほかの自然環境)と、(自然を改変して作られた農地や砂防林)の自然の重要度の差が明確になっていないため、読み手に誤解を与える恐れがある。
茅ヶ崎環境基本計画2011年版が、迷走したのは、自然の重要性の差がわかっていなかったためです。
- ②里山・里地・里海などは北部丘陵や河川と一緒に使うのはおかしいと思います。また里山と呼ばれる環境は北部丘陵に含まれます。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【44ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などのみどり</u> の保全を進めるとともに、	<u>里山</u> 、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などの <u>自然環境</u> の保全を進めるとともに、

【58ページ】

修正後	修正前
<u>北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどり</u> と、	<u>里山</u> 、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様な <u>自然環境</u> と、

(意見26)

p46 ①4Rの取り組みの継続的な推進の後半

4Rのうち、リフューズの記載が用語集(資-46)と異なる。茅ヶ崎市の独自性(通

常の3Rに加えたの意味)がみえない。用語集では4Rを一体として説明されたい。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【46ページ】

修正後	修正前
ごみの減量化・資源化に向けて、 <u>リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用する）の3Rにリフューズ（要らないものを買わない・断る）を加えた「4R」</u> を推進しており、	ごみの減量化・資源化に向けて _____ _____ _____ _____ 4R を推進しており、
しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 _____ _____ _____ <u>4R</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。	しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、 <u>リフューズ（要らないものを買わない・断る）、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用する）の「4R」</u> のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

【資料編46ページ】

修正後	修正前
「Refuse（リフューズ： <u>要らないものを買わない・断る</u> ）」を加えたもの。	「Refuse（リフューズ： _____ _____ 断る）」を加えたもの。

(意見27)

p47②適応策の推進の「感染症」新型コロナについても触れてもらいたい。

(市の考え方)

基本方針(8)「気候変動適応策の推進」には、変動していく気候に、順応していくための施策を位置づけています。施策⑳「健康被害対策の推進」で想定する感染症は、亜熱

帯化によるデング熱等の感染症の拡大への対策を位置づけているものです。

■計画体系に関する意見（2件）

（意見28）

P52 3-2 1 自然と人が共生するまち

（素案）

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、谷戸や里山、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、多様な生き物が生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、緑がほうふにかんじられるとともにみどりや水と気軽にふれあえる機会矢場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できる町になっています。

↓

（改定案）

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、谷戸や樹林地の見られる北部丘陵、海岸、市街地の樹林などの多様な自然環境に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動活動や維持管理活動が広がりを見せています。地域での組織がない場所では、行政職員と市民ボランティアでの保全管理作業が行われています。農地は自然に優しい農業が推進され、耕作放棄地は自然環境が再生する場としての仕組みが構築されています。

（理由）

①農地は自然を改変してつくったものなので自然の中に入れたい。入れると矛盾が起きます。

自然地はなくなることはよくないことですが、農地の場合は、農地が耕作放棄地になることは自然に帰ることですから悪ではありません。

②ここでは里山を使わないほうが良いと思います。

③現実的に、各コア地域で保全活動団体を作ることは無理です。今やっているような行政と市民の共同作業の文言を入れておいた方がよいと思います。

④農地は農業生産だけ考えていると自然にとってはよくないことも多いので自然に優しい農業を目指すことを書く必要があります。耕作放棄地を自然地に返す仕組みも必要です。

⑤絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、多様な生き物が生息・生育できる環境に復元しつつあります。（この文章では意味がよくわからないため）

⑥住宅地の緑は豊富というよりも豊かの方が妥当な表現ではないでしょうか。

（市の考え方）

政策目標は10年後のイメージを表現するものとしているため、保全管理作業の手法等、具体的な取り組み手段については、ここでは記載しないものと考えています。

農地はみどりの構成要素の一つとして大切なものと認識しています。農地を保全するためには、農業を継続できる環境を整えることが重要であり、その前提のもと、施策⑥「農地、森林の保全」に関する取り組みを進めてまいります。

政策目標1の表記については、御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【52、55ページ】

修正後	修正前
<p><u>北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどり</u>に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。</p> <p>絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され<u>、</u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</p> <p>住宅地の緑化が進むなど、みどりが<u>豊か</u>に感じられるとともに、</p>	<p><u>谷戸や里山、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境</u>に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。</p> <p>絶滅に瀕している生きものの生息域が保全される<u>など、</u>多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。</p> <p>住宅地の緑化が進むなど、みどりが<u>豊富</u>に感じられるとともに、</p>

(意見29)

P51 (1) 生物多様性の保全

④として「生物多様性に配慮した生態系管理の浸透」を追加してください。

実は生態系を考えて管理作業をしないとやらなかった方がよかったということになりかねません。

草刈り一つでとくにバッタキリギリスの仲間は大きな影響が出ます。植物も刈り圧が強いと外来種に置き換わりますそんなことをみんなで共有しないと思います。よろしくお願いします。

(市の考え方)

生物多様性に配慮した生態系管理に関しては、施策②「生き物の生息・生育環境の保全」及び施策③「生物多様性の保全に向けた理解の促進」に包含されるものと考えています。主な取り組みとして掲げている、緑化ガイドラインの作成、生物多様性に関する情報発信を進めるなかで、取り組んでまいります。

■政策目標・政策目標を達成するための施策全般に関する意見 (3件)

(意見30)

政策目標・政策指標・施策指標が行政評価目標と市民の感想の両面で評価することはよいのですが、政策によっては計画事業や施策がどのような優先順位で実施されるのかが市民には分かりにくく、果たして目指すべき環境の将来像や施策目標（10年後のイメージ）が達成できるかが懸念されます。

(市の考え方)

本計画では、本市の環境施策を大局から俯瞰し、環境面からみた市の将来像を共通認識として描き、将来像実現に向け目指す10年後のイメージと、それを実現するための施策を総合的に位置づけることを主眼におき、特定の施策に軽重をつけない施策体系としています。

具体的に実施する取り組みについては、茅ヶ崎市総合計画実施計画（令和3・4年度は茅ヶ崎市事業実施方針）と連動した事業内容として、各年度当初に公表することを考えています。

(意見31)

p54～ 3-3 政策目標・政策目標を達成するための施策について

第3章の各政策目標については、政策の進捗度を測る指標に市の事業として達成度を示す数値目標と市民の満足度による評価の両者を採用したことは市民の声を聞くという点でよいと思うが、さらに個別の施策について新規に取り組む事業なのか、定例事業や定期的事業のような継続的な事業なのか、施策の優先順位やどの時点（例えば中間期までか、期末までかなど）に実施するかを明記すると、市民が実施時期を知って参加し協力しやすくなるのではないかと思います。

(市の考え方)

各施策ごとの個別の取り組みについては、茅ヶ崎市総合計画実施計画（令和3・4年度は茅ヶ崎市事業実施方針）と連動した事業内容として、各年度当初に公表することを考えています。

(意見32)

p54 基本方針、施策、施策指標のフローチャート（以後、p92まで）

全段の市の将来像、政策目標、政策指標は三角形の積み上げ表記になっています。同様に基本方針、施策、施策指標も三角形の積み上げにした方が見やすい。理由：p.55～92において「基本方針」が全て重複して表記されており煩雑で見にくい。

(市の考え方)

未来の姿である「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」と「政策目標（10年後のイメージ）」を、三角形の積み上げで表現し、基本方針に基づき推進する施策を土台のイメージ

ジで表現しました。

■政策目標 1 自然と人が共生するまちに関する意見（12件）

（意見33）

p55 政策目標の「自然」とは何ですか？

政策指標の自然に対しての具体的な目標として、緑地面積が提示されているが、緑地面積と自然環境の保全の結果は違う。これを環境基本計画で基準にしないほしい。

（市の考え方）

本計画では、計画の対象分野の一つに「自然共生」を掲げており、その対象範囲を「生物多様性、みどり など」としています。ここでいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、「樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境」を指しています。

緑地には、都市公園等の施設として整備する施設緑地と特別緑地保全地区や保存樹林など制度として整備する地域性緑地があり、政策目標1として掲げた10年後の茅ヶ崎市のイメージに達しているかを判断する一つの材料として、緑地面積を政策指標としています。また、環境審議会からの御意見を踏まえ、「参考データ」として、「土地利用現況調査における自然的土地利用の割合」の推移を継続的に確認することとしました。自然的土地利用は、農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等の自然地のことを指しますが、目標設定が困難なため、政策指標としては扱わないこととしています。

（意見34）

p56 ここに記載の基本方針（1）（2）の記述は、ページを変えて別立てするのではなく、p57以降の基本方針（1）（2）の後に挿入記述する方が施策指標や取り組みとの関係がはっきりして分かりやすいと思います。ほかの基本方針についても同様。

（市の考え方）

52から54ページに記載している図にあるとおり、政策目標に基本方針がひもづいていることを伝えるうえでは、現行の表記とさせていただきます。

（意見35）

茅ヶ崎市の環境を守っていくためにこの計画をどのように推進して、何が実施できるのか、明確でないために、具体的な環境保全等が不可能な計画であり、最初から計画のための計画である。

理由は、特に自然環境で主な取り組みとして度々記載がある「『茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例』の活用」は歯止めがかかっていない条例のために、活用しても自然環境の保全はできない内容であるためである。

例えば、保存樹林に関しては、指定がされていてもその間だけ保全されるだけで、その後解除された場合の対応の仕方の記載がないので、これからはどんどん街中の保存樹林は無くなっていくだけであるのが現状である。

公民館の一部として市民が大切にしていた香川公民館南側の雑木林さえ、何の行政としての手立てもなく、市民に協力を求めることもなく、失われてしまったが、この計画が出来ても今後そのようなことが起こらない事にはなっていない。

2011年、保存樹林に指定されていた東海岸南四丁目の邸宅跡（面積：6,405.17 m² 市街化区域 第一種低層住居専用地域）が開発されることになり、有料老人ホームが建設された。その時に、前市長は市民の声を受けて、

○庁内の情報共有ができてない。構想段階からの情報をお互いに理解しあって、組織的に考える必要がある。その体制を作ることを認識した。

○審議会に各基本計画の進行管理、評価まで行ってもらっている。審議会には庁内と合わせて報告をし、会長と連絡を密にとって会議がないときでも必要なら審議会の意見を伺うことにした。

○湘南海岸保全配慮地区は、今も次々と開発が行われる危険があると認識している。具体的な取り組みを集中的に行っていく必要があると考え、市としての取り組みを具体化したい。と回答され、二度とこのようなことが起こらないようにしたい

と明言された。そして、この時に、自然環境庁内会議が前倒しで発足した経過がある。

昨年2020年に開発の申請が提出され、本年度 中海岸3丁目の保存樹林で、茅ヶ崎市では最大面積（6,896.94 m²）であり、東海岸四丁目の邸宅跡に匹敵するものが簡単になくなる運命となった。

しかし、これが環境審議会やみどり審議会にかかることもなく意見を聞かれることもなかったこと、保存樹林を担保する手立てはなく、その時にどのように総合的に早急に知恵を出し合って対応するか市民に見えるマニュアルや方針がないことで前市長の約束は現市長に受け継がれていないこととなった。

対応するすべがないものをもって、施策としても何も保全はされないし、それを計画と呼ぶのは間違っている。

（市の考え方）

本計画は、身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉え、本市の環境施策を大局から俯瞰した計画として、環境面からみた市の将来像を共通認識として描き、将来像実現に向け目指す10年後のイメージと、それを実現するための施策を総合的に位置づけています。

保存樹林制度については、5年間の指定期間の満了時に、指定を更新し、樹林を残していただけるよう、所有者にお願いをしているところですが、私有財産でありますので、所有者の御意向を尊重せざるを得ないところです。

保存樹林制度は、市が買取りを保障するものではありません。また、保存樹林のすべてを公有地化することは、市の財政状況から困難です。しかしながら、良好な自然環境を形成しているかどうかや、買取り後に公益性の確保のために活用できる土地となり得るかなど、総合的に判断した上で、市民緑地制度への切り替えや、将来的な買取りも含めて、保

存樹林の存続をしてまいりたいと考えています。

(意見36)

p57「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実」が、主な取り組みとして挙げられているが、前回の環境基本計画の策定時に重要であるからと、市民側から様々な方法を提案した。しかし、その間に紆余曲折があり、基本的な方針も全く逆の方針が出されるなどと、10年経っても何の進歩がないのにどうするのか。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」については、みどり行政を取り巻く状況の変化や市の財政状況の悪化等を踏まえて、そのあり方も含めて検討してまいります。

(意見37)

p57～69

課題解決のための主な取り組みが示されているつもりらしい。例えば2017年の「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用とあるが、2020年香川公民館南雑木林、K邸の保存樹林など市民にとって大切な樹林地を失った。条例が歯止めになったととても思えない。また市民緑地制度、みどりの保全地区の指定もできていない。4年経て、何もできていない「みどりの保全等に関する条例の活用」という表現で「環境基本計画」の「自然環境の保全」が推進できるはずがない。現状を知らないのか、知らないふりをしていいのか、不信感を持つ。

みどりのまちづくり基金条例についての改正や森林環境譲与税についても書くべきではないか？ 森林環境譲与税についてはどのように活用されるのか、要綱ではなく、市民のパブコメが必要な案件である。みどりのまちづくり基金の活用がぶれているような税金の使い道にしてほしくない。

(市の考え方)

市民緑地及びみどりの保全地区の指定については、土地の利用に一定の制限をかけることになるため、所有者の協力が不可欠です。そのため、候補地が見つかったときは、制度の趣旨を御案内し、引き続き協力を呼び掛けてまいります。

また、森林環境譲与税については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、市町村は、森林の整備に関する施策と森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、普及啓発、木材の利用の促進等に充てるものとされており、その詳細な使途については、市町村の地域の実情に合わせ、同法の趣旨に沿った施策に充てることとされています。

本市においては、まずは、清水谷や赤羽根字十三図の特別緑地保全地区内の森林の整備に充て、将来的な森林整備の施策のために森林環境譲与税基金の積み立てをしてまいります。

また、森林環境譲与税基金の使途については、法律の趣旨を損なうことなく利用してま

いります。

(意見38)

p60 県下で一番公園・緑地が少ない市であるにも関わらず、新しい手立てもなく、この主な取り組みでは施策は推進されない。

折角寄付された赤羽根の斜面林も、何の手も打たずに放置されている。市民が自然環境に関心を持ってもらうためにも、市民を巻き込んで一定の保全作業で整備をし、散策路等を作って、活用するなどの計画を推進すべきである。

(市の考え方)

赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を目指していますが、今後、市民、地域の協力を得ながらの維持管理など適正な保全管理のあり方を検討してまいります。

(意見39)

p. 59の主な取り組みとして「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定みどり審議会 景観みどり課」を追記する必要がある。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」は平成31年3月に策定済みです。

(意見40)

環境と言っても大切です。今現実には松が切られ、桜が切られ、大規模住宅・大区画割の開発がされている。

保存樹林も開発されている。少しでも残せる工夫できないか。開発場所（東海岸北二丁目・菱沼海岸、東海岸南六・南三丁目、・・・・・・）

(市の考え方)

土地利用にあたり、都市計画法第4条第12項の開発行為に該当する場合、区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、都市計画法第33条第1項第2号及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」第24条により公園、緑地または広場の設置について公園管理者との協議を必要としています。また、緑化についても、条例第36条により、一定規模以上の開発事業においては、予定建築物の敷地面積に対して、原則15パーセント以上の面積を植栽地として設置することとしており、事業者の考え方を尊重しながら、既存の樹木についても可能な限り残す方向での検討をしながら協議をおこなってまいります。

また、保存樹林制度については、5年間の指定期間の満了時に、指定を更新し、樹林を

残していただけるよう、所有者にお願いをしております。

(意見41)

茅ヶ崎ゴルフ場、クラブハウス西側は転貸して施設！？と市議がビラ配布。
ゴルフ場の環境に対する維持、管理不十分と同上ビラに記されている。

(市の考え方)

茅ヶ崎ゴルフ場については、令和3年4月1日から5年間ゴルフ場運営を継続することが神奈川県より発表されています。

(意見42)

p6 1 下に書かれた主な取り組みをしても、施策指標が良い方向に進むとは思えない。
どのようにするとこうなるのですか？

(市の考え方)

河川の適正管理は、みどりのネットワークの形成に関わり、生物多様性の保全に寄与するものと考えています。引き続き関係機関等と連携しながら、しっかりと維持管理等を推進してまいります。

(意見43)

p6 1 施策⑤河川・水辺、海岸の保全、整備について。特に「海岸の保全、整備」について。

3行目以下「砂浜など海岸に～中略～神奈川県と連携をはかります。」と書かれているだけです。しかし、砂防林の海岸側には砂浜海岸特有の植物が絶滅危惧種を含め生息しています。国の研究機関でも「津波防災地域づくり」（国総研第996号2017年9月）には、植生のある砂丘を“自然堤防”と定義し、津波・高潮等に対する海浜植生の重要性を指摘してるほどです。

P34の市民アンケート調査「市が重点的に取り組むべき環境への対策」でも「海や川などの水辺の環境」が高い順位となっています。施策⑤の文書の中に具体的な文言として「絶滅危惧種を含む海岸特有の海浜植生を保護・再生する」と明記してください。市の行政計画「茅ヶ崎海岸グランドプラン」にも明記されています。

(市の考え方)

海岸については、施策⑤「河川・水辺、海岸の保全、整備」のなかで、「砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生する」と表現しています。

(意見44)

p6 2 主な取り組みの中で、上5つは農業に対する取り組みである。森林に対する取り組みは「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用しかない。これが前述のように何も担保されない条例であるので、現実的な茅ヶ崎市の森林が保全される見込みはない。それで良いと考えているのか、どうか聞きたい。

(市の考え方)

森林の保全については、森林環境譲与税を活用した保全策を検討してまいります。

■政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見 (4件)

(意見45)

p6 3 光害

平成30年度環境保全報告「茅ヶ崎の環境」では、光害苦情は0件で、騒音36、大気(ばい煙、粉じん)21、悪臭17、振動2であり、生活環境項目の例示にはふさわしくない。

(市の考え方)

光害は件数も少なくいわゆる「典型七公害」と異なることから、御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【52、63ページ】

修正後	修正前
騒音や振動_____などに悩まされる	騒音や振動、 <u>光害</u> などに悩まされる

【資料編46ページ】

修正後	修正前
<u>(削除)</u>	<u>光害(ひかりがい)</u> <u>光害は、照明の設置方法や配光が不適切であつたり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。</u> <u>主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。</u>

(意見46)

p67 施策指標として、一般地域に係る騒音の環境基準達成率を示しているが、自動車騒音の環境基準で議論すべき。平成30年度環境保全報告には常時監視、道路端騒音の記載がある。

(市の考え方)

施策⑨「地域での生活環境の保全」では、生活環境の保全という観点から一般環境騒音測定を施策指標としています。自動車騒音については、別途「茅ヶ崎の環境」にて公表してまいります。

(意見47)

p55「自然と人が共生するまち」とp63「良好な生活環境が保全されているまち」、p70の「資源を大切に作る循環型のまち」の共通施策としてプラスチックごみの清掃計画をさらに具体化してはどうか。特に河川、海岸線の清掃を企業や市民が楽しんで取り組めるようなイベントを企画し、定期的かつ継続的（少なくとも10年以上）に実施。このことにより茅ヶ崎の海、自然を効果的にPRする。例としては企業の環境活動の一環として海岸清掃と地引網、BBQなどのイベントを誘致。あるいは山側の市民の海岸清掃への参加意欲を高めるよう参加機会を拡大、アクセスを改善する等。また市外の人たちが茅ヶ崎に愛着を感じられるようなイベントとタイアップした海外清掃（河川含む）を実施する等。ぜひ計画にそれら施策につながるような書きぶりの追加・修正をお願いします。（具体的でなくてすみません）

(市の考え方)

より多くの市民参加による清掃活動は、環境の改善のみならず、環境意識の向上を図るうえでも重要な取り組みであると認識しています。本計画においても、環境美化活動（施策⑩「まちの美化の推進」）や、環境保全活動（施策⑫「地域における環境学習機会の拡充」）について位置づけています。具体的な御提案については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

(意見48)

政策目標2

・マイクロプラスチックの発生防止が流行のように言われていますが、その元である海に流れ出る前の川のプラスチックを早急に排除する必要があると考えます。

この内容では具体性がなく、責任のあり方も明確ではありません。茅ヶ崎市を流れる川の中にあるプラスチック等のゴミを自治体としてしっかりと排除する施策を明示してください。

現在、小出川の中はプラスチックのゴミだらけです。これは県の管轄の川だからというのではおかしいと思います。本当に環境の保全を推進するためには、マイクロプラスチッ

クになる元凶であるプラスチックの除去をする施策を位置づけてください。

(市の考え方)

マイクロプラスチックの問題は、排出されるプラスチックごみが適正に処理されず、結果として河川に流入し、海洋へ広がっていることが原因とされています。このため、施策⑩「まちの美化の推進」として、まちの美化の推進を掲げ本市の主な取り組みを示しているところです。

また、こういった課題は本市単独で解決できるものではなく、河川流域自治体一体となって、啓発活動を含めた対応策の検討を呼び掛けるなどの取り組みが不可欠と考えており、今後も県や関係団体等と連携し、河川流域自治体に対して環境改善啓発運動の推進を引続き求めてまいります。

■政策目標3 資源を大切に作る循環型のまちに関する意見（3件）

(意見49)

p70 関連するSDGs

「捨てる前に人に譲る、食品ロス」等の記述があり、SDGsの17目標の2番目『飢餓』が入るのでは？

(市の考え方)

SDGsでは、目標2「飢餓をゼロに」のターゲットとして、食料の安定確保や栄養状況の改善、持続可能な農業の推進等を挙げています。食品ロスに関しては、目標12「つくる責任、つかう責任」のターゲットの一つとして「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」が挙げられています。そのため、本計画においても、食品ロスに関連するSDGsとして、目標12を掲載しています。

(意見50)

政策目標3

先日、平塚市とNPO法人フードバンクひらつかが協働で食品ロス対策WEBシステムを開発して食品ロスを減らす施策が推進されると報道されました。

この担当課が環境政策課です。環境の政策を考える担当課だからですね。

時代の変化に合わせて、必要だと思われる新しい施策を企画して、その推進を、予算をできるだけかけないで進めていくことが必要だと思います。

この旧態然とした誰が主体であるかわからない大まかな施策の羅列でどの環境が守られるのか、考えてほしいと思います。

(市の考え方)

食品ロスに関する取り組みは、ごみの減量化を推進していく上で重要なことであり、今後も機会を捉え周知啓発を行ってまいります。

本市のフードバンクの取組として、NPO法人もったいないジャパンと平成29年9月に支援物資提供の協定を締結し、生活に困窮し物資を必要とする方への支援を行っています。

さらに、市内の未使用品（食料品）の寄付を募り、市内で物資を必要としている個人、団体への支援に繋げることを目的に、同法人と協働でフードドライブの取り組みを平成30年3月に実施しており、今後も継続して実施していく予定です。

（意見51）

主な取り組みに家庭ごみの有料化導入と進行管理があげられている。ごみ袋の有料化については平成11年度、平成13年度の廃棄物減量等推進審議会で審議されたが、当時は審議会委員の意見が一致せず、市民の理解も得られず不採用となり、約20年が経過しました。このたび茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針が制定され、その中で施策が進展することは大変よかったと思います。

ちなみに平成11年度、平成13年度に茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会で私が提案したごみ有料化と指定袋制の導入に関する資料は今回の「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針」（令和3年策定）のごみ処理有料化の概要に記載されている考え方や内容とほぼ同じです。

現状においては、スーパーなどでプラスチックレジ袋の有料化が進み、廃棄されるプラスチック容器類の海洋汚染などの問題が起り、さらに住民の高齢化が進む中であって、各自治体においてごみの戸別収集が進められており、指定袋方式のごみ有料化は老朽化ごみ処理設備の更新のための財源確保にとっても有効であり、ごみ処理の有料化による受益者負担の施策は適宜を得た施策と思います。

（市の考え方）

ごみ有料化の導入については、市民生活に密接に関わるため、平成29年度に行った市内13地区の意見交換会を皮切りに、市民や事業者の皆様と多くの議論を重ねてきました。いただいた御意見を踏まえて令和2年3月に策定した「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針」の中では、ごみ減量化に向けた施策の一つとして、令和4年4月からのごみ有料化の導入を位置づけたところです。

最終処分場の使用期限やごみ処理施設の老朽化といったごみ処理に関する課題を解決し、将来にわたって安定的なごみ処理を継続していくためには、これまで以上にごみを減らしていく必要があります。今後は、社会経済情勢の変化を捉えながら、方針に掲げた各種施策を軸にごみの減量化を推進してまいります。

■政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見（22件）

(意見52)

新しい環境基本計画では是非、国の方針に沿って脱炭素社会を目指すべくゼロカーボンシティ宣言を表明してください。

近隣の藤沢市、鎌倉市、小田原市、三浦市などではゼロカーボンシティ宣言が表明され、2050年カーボンニュートラルを目標としています。

茅ヶ崎市の環境基本計画の素案を拝見しましたが、気候変動に対応できる街づくりを目標としていらっしゃいますよね。

これから生まれてくる子供たちのためにも意欲的な目標を掲げ、地球温暖化や環境問題にきちんと取り組む茅ヶ崎市であってほしいと思います。

カーボンニュートラルができるかできないかの問題ではありません。気候の危機を回避するためにカーボンニュートラルは必須事項であり市民と一緒により良い社会を作っていくのが市の役目かと思います。ゼロカーボンシティ宣言の表明をどうぞよろしくお願いします。

バイオマス発電は環境に良いとは言えない面もあります。チップを購入するなら尚更です。

根本的な解決ができる再エネの推進を期待しています。

(意見53)

気候変動をふせぐためには、温室効果ガスを削減しなければならず、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言を実現するためには、市・自治体の取り組みが必要不可欠です。

長野県では、持続可能なまちづくりの取り組みが活発なようですが、是非、海に近く、あたたかい個人商店が多い、とても素敵な茅ヶ崎市でも「持続可能なまちづくり」を行って欲しいと考えます。

環境基本計画には、気候変動という言葉は載っていますが、「脱炭素」への取り組みが見られません。実際カーボンニュートラルを実現するのは、とても大変だと思います。ですが、まずは「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しないことには、はじまらないと思います。

若者の未来は、今のままでは守れません。もっと、根本的に取り組まなければ。

日本でもガソリン車が販売廃止を発表しましたし、NHKでも脱炭素社会にむけての特番を行っています。若者のSNSや雑誌にも「環境への配慮」の投稿が多くみられます。

社会はどんどん変わりますし、現に神奈川の多くの自治体がゼロカーボンシティを表明し、持続可能な街であることを発表しています。

なのでいまカーボンニュートラルの道筋が見えなくても、きっと選択肢は増えていきます。

私たちの未来を守るために、本当の意味での「気候変動対策」をお願いいたします。

(意見54)

p78「茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量削減目標」の本文について

・政府は2050年脱炭素を宣言し、そのための行動計画「グリーン成長戦略」をまとめました。いよいよ本格的に日本全体が2050年脱炭素社会へ向けて動き出します。茅ヶ崎市も気候危機宣言、2050年脱炭素自治体宣言などを掲げ、市民全体の脱炭素社会への動きを創り出すべきです。環境基本計画の政策目標4は、そのような大きな目標のための第一歩と位置づけるような記述とするべきです。

(市の考え方)

本計画においては、政策目標4に「気候変動に対応できるまち」を位置づけ、2050年の二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを意識することを掲げるとともに、国の目標を基準とした「令和12年度までに平成25年度比26%の削減」を目標として設定しております。

また、本市では、「2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ」「自然災害や健康被害などへの影響を理解し適応すること」「住民や事業者、団体、行政が、連携協力して気候変動対策に取り組むこと」などを位置づけた「気候非常事態宣言」の表明を令和3年3月に決定しました。今後も引き続き、市民や事業者の皆様と情報を共有しながら、様々な取り組みを実施し、本計画に位置づけた茅ヶ崎の環境の将来像の達成を目指します。

(意見55)

日本のCO₂排出の93%がエネルギー起源という事から①石炭②石油③天然ガスの使用を徹底して減らす必要があると考えます。

低炭素ではなく脱炭素を目標に活動していきたいです。

- 1 ゼロカーボンシティ宣言=実質ゼロ表明(横浜・鎌倉・川崎・三浦・小田原・開成町のみ)
- 2 気候非常事態宣言(東京大学、山本良一教授も推進。鎌倉は出しています。)
- 3 SDGs 未来都市
- 4 プラ製レジ袋禁止条例(京都の亀岡市が2021年から実施。)
- 5 食べ残しの持ち帰り自己責任条例(ドギーバック普及委員会の活動推進)
- 6 再エネの充電できるBOX、スタンド(ガソリンスタンドの1部に!)
- 7 市でエシカルな商品を取り扱う
- 8 大きく地産地消の推進

など、たくさんアイデアがありますが、詳しくは、市民と市政の方が話せる会などでお伝えしたいです!!

本当に少しのことでも、私は全力で協力をしますので、ぜひお声掛けください。

よりよい市・県・国・世界になるように頑張りたいです。

どうか、一緒によろしくお願い致します。

(市の考え方)

御意見のとおり、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を抑制することは、温暖化対策として効果的と考えています。日本のエネルギーミックス政策では、2030年度までの再生可能エネルギー比率を高めていくことを位置づけています。本計画では、国や県と連携し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進するとともに、公共施設における省エネルギーの推進に取り組むことを位置づけています。また、本計画の推進においては、様々な市民参加方法を実施いたします。

(意見56)

環境問題は地球の歴史とも深く関係している。温暖化もそれを書く必要もあるが限りなし。

(市の考え方)

御意見のとおり、地球温暖化や気候変動問題は、地球の長い歴史における人々の生活の変化と深く関係があります。本計画には、歴史を過去にさかのぼり、その関係性を説明することは割愛していますが、これからも続く地球の歴史の一部分において、市や市民、事業者の皆様が取り組む政策を位置づけています。

(意見57)

国マスコミでもグリーンデジタルとなんだかわからぬことを言っています。「グリーン・デジタル」また、緑と電算化には賛成だが、現実をみて 分かりやすくすすめてほしい。民間銀行では通帳発行手数料とるとか。70歳以上無料と。人・現実に合わせてほしい。

(市の考え方)

環境に関する用語は、一般的になじみが薄く、分かりにくい部分もあることから、計画の進捗状況の報告等の際には、幅広い市民の方に分かりやすい言葉や表現で、情報提供してまいります。

(意見58)

p77の上部囲みについて

・1行目に「NDC（削減目標等である国が決定する貢献）」とありますが、日本語として意味が通じません。環境省は（国が決定する貢献）、外務省は（自国が決定する貢献）としています。「削減目標等である」を削除し、出来れば読んだ市民がわかるような文言に変更してください。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

な不確定要素を組み入れた施策を考えるべきです。

(市の考え方)

現状趨勢（B a U）は、現在の地球温暖化対策を継続し、追加対策を行わない場合の将来排出量のことを意味しています。また、試算するにあたっては、温室効果ガス排出量と相関の高いエネルギー消費量の今後の動向を踏まえ予測したものであることを資料編 39 ページに記載しています。

現時点で、温室効果ガス削減目標の達成には、国の計画の施策として掲げられている電力排出係数（0.37kg-CO₂/kWh）が実現することが前提であるという一方で、新たな技術革新による大幅な排出量削減の可能性もあるという不確定な要素も多く含んでいます。そのため、市域の温室効果ガス排出量の削減目標値の変更については、国の目標値の変更や新型コロナウイルス感染症などの影響を柔軟に捉え、中間見直しで検討する予定です。

(意見 61)

p80、82、83、84 主な取り組みの記述で一部文言「対する」は「関する」が適切と思います。

省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発→ 省エネルギー及び地球温暖化対策に関する情報の普及と啓発。再生可能エネルギーに対する普及啓発→再生可能エネルギーに関する情報の普及と啓発。気候変動適応策に対する普及啓発→気候変動適応策に関する情報収集。気候変動適応策に対する普及啓発→気候変動適応策に関する情報の普及と啓発 など

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【80、82 ページ】

修正後	修正前
省エネルギー及び地球温暖化対策に <u>関</u> する普及啓発	省エネルギー及び地球温暖化対策に <u>対</u> する普及啓発
再生可能エネルギーに <u>関</u> する普及啓発	再生可能エネルギーに <u>対</u> する普及啓発

【83、84 ページ】

修正後	修正前
気候変動適応策に <u>関</u> する情報収集	気候変動適応策に <u>対</u> する情報収集

修正後	修正前
気候変動適応策に <u>関</u> する普及啓発	気候変動適応策に <u>対</u> する普及啓発

【84ページ】

修正後	修正前
熱中症予防に <u>関</u> する周知・啓発	熱中症予防に <u>対</u> する周知・啓発

(意見62)

・2013年に策定した「地球温暖化対策実行計画」には、温暖化対策推進協議会のメンバーとして参加をしましたが、そこには詳細な行動計画と数値目標が書かれています。今回はそのような行動計画と数値目標を策定する予定はあるのでしょうか。「地球温暖化対策計画(2016年、閣議決定)」には「都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。)を策定し実施する(p.16)」という記述があります。そして、もしそのような行動計画と数値目標を策定しないとしたら、どのようにして温暖化対策を進め、施策評価を行うのでしょうか。ですから、p.80施策16～p.83施策19の中の主な取り組みに実行計画の策定を位置づけるべきではないでしょうか。

(市の考え方)

令和2年度までを計画期間としていた「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」には「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に、茅ヶ崎市域の温暖化対策である「区域施策編」と、一事業者としての茅ヶ崎市の取り組みを位置づける「事務事業編」を併せて位置づけておりました。令和3年度を始期とする茅ヶ崎市環境基本計画については、市民生活に深く影響する区域施策編のみを位置づけますが、事務事業編にあたる部分も、茅ヶ崎市環境基本計画とは別に策定し、公表する予定です。一方、御意見を踏まえ、事務事業編の位置づけを明らかにするために「1-2 計画の目的と位置づけ」のページに、次のとおり追記しました。

【4 ページ】

修正後	修正前
<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <p>※「<u>地球温暖化対策の推進に関する法律</u>」第21条で策定が求められている「<u>地方公共団体実行計画（事務事業編）</u>」については、本計画とは別に策定します。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

（意見63）

p80「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」とp82「施策18 再生可能エネルギーの適切な導入の推進」で熱の利用や対策に言及するべきです。

・p82「施策18 再生可能エネルギーの適切な導入の推進」の施策指標が太陽光発電についてだけであることを見ると、茅ヶ崎市が推進する再生可能エネルギーは発電だけなのではないでしょうか。しかし、家庭や事業所で熱として利用しているエネルギーを太陽熱や地中熱で置き換えることができれば、CO₂削減に大きな効果があります。しかも、太陽エネルギーの利用効率は太陽光発電より優れています。ですから、p. 82「施策18 再生可能エネルギーの適切な導入の推進」に熱の利用に関する記述を入れるべきです。

（市の考え方）

太陽熱の有効利用については、施策⑯「家庭・事業者の省エネルギーの推進」、施策⑱「再生可能エネルギーの適切な導入の推進」に掲げる主な取り組みの「再生可能エネルギーに対する普及啓発」の中で取り組んでまいります。施策⑱「再生可能エネルギーの適切な導入の推進」は、太陽光発電だけでなく、太陽熱利用も含んだ意味合いで記載しています。

（意見64）

温暖化対策として建物の断熱化が重要なのは言うまでもありませんが、p. 80「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」を見ると、「低炭素型の製品・サービス」しか記述がなく、施策指標にも断熱の記述がありません。p. 80「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」に断熱の記述を入れるべきです。

(市の考え方)

建物の断熱に関する情報提供については、施策⑩「家庭・事業者の省エネルギーの推進」に掲げる主な取り組みの「省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発」の中で取り組んでまいります。

(意見65)

・ p80「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」と p. 82「施策18 再生可能エネルギーの適切な導入の推進」について、主な取り組みとして普及啓発しか書かれていませんが、温室効果ガス排出量の予測の不確定性を考えれば普及啓発だけで排出を削減できるかきわめて疑問です。なぜなら、普及啓発は30年間続けているので関心のある人はすでに対策に取り組んでいること、家電製品の省エネ化はすでに進んでいてこれ以上の向上はあまり見込めないこと、などが考えられるからです。

・ これからは関心のない人や事業所でも取り組まざるを得なくなるようなシステムを考えるべきです。つまり、環境に悪いものは高くつき、環境によいものが安くつくような政策、あるいは規制措置が必要です。例えば、再エネ電力の方が安い新電力の情報提供、断熱基準の強化や断熱リフォームへの補助、新築建物への再生可能エネルギー導入の義務化、などが考えられます。

(意見66)

・ 普及啓発に取り組むとしても、これまでのように個人の心がけに期待するのではなく、再エネの導入や断熱化、緑化などによる経済的メリットや生活の質(QOL)の向上を数値で表し、具体的にどんな効果があるかをPRすることが必要です。

(市の考え方)

御意見をいただいた温暖化対策に関する具体的な内容については、今後の具体的な取り組みを検討するに当たり、市民・事業者の省エネルギーの推進につながる一手法として、参考とさせていただきます。

(意見67)

p80「施策16 家庭・事業者の省エネルギーの推進」と p82「施策18 再生可能エネルギーの適切な導入の推進」の主な取り組みでシステムの整備と事業化に言及するべきです。

・ 普及啓発だけで目標が達成できるか疑問であることから、行政システムの整備や温暖化対策の事業化について取り組むべきです。

・ p76 ③再生可能エネルギー設置容量の数値を見ると、現状値21016kWは1990年代からの累積数値なので、今後5年で1.5倍、10年で2倍弱に増えるという予想は、どんな施策を根拠にしているのでしょうか？ 相当のインセンティブのある施策が必要です。

・行政システムの整備とは、例えば補助金の復活（藤沢市は継続中）、「茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金」の運用改善、太陽光発電パネル設置のための屋根貸し制度、再エネへの補助金制度、建物の断熱改修への補助金制度、新築建築物の再エネ導入義務化や断熱基準強化、賃貸し住宅への再エネ導入義務化や省エネ基準の強化などが考えられます。

（市の考え方）

政策指標「再生可能エネルギー設備容量」の期末目標値については、資源エネルギー庁の固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトにて公表されている市内の過去3年間（平成29年から令和元年度まで）の再生可能エネルギー設備容量の実績値を用いた1次予測式に基づき算出しています。

太陽光発電設備の普及にあたっては、県と連携し、初期費用なしで太陽光発電設備を設置できる「0円ソーラー」や太陽光発電設備の共同購入で価格低下を図る「共同購入事業」を周知しています。今後も多くの市民・事業者へ環境負荷の低減や家計面及び防災面でのメリットを理解していただくよう国や県と連携して取り組んでまいります。

（意見68）

・温暖化対策の事業化については、市民がエネルギーを購入するためにこれまで市外へ出て行っていたお金を市内で循環させる方向＝市内経済の活性化と合わせた施策が必要です。例えば、市内の事業者と連携した太陽熱温水器や断熱リフォーム、そして太陽光発電などの見積もり・販売・メンテナンスシステムの構築、市民が使いやすいESCO事業システムの構築、再エネ電力の共同購入、太陽光発電のための屋根貸し制度などが考えられます。

（市の考え方）

御意見いただいた再エネ電力の共同購入については、既に県内で実施しているところですが、その他の温暖化対策に関する具体的な内容については、今後の具体的な取り組みを検討するに当たり、市民・事業者の再生可能エネルギーの利用促進につながる一手法として、参考とさせていただきます。

（意見69）

・自治体の率先行動は「地球温暖化対策計画（2016年、閣議決定）」において「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである（p16）」と位置付けられているので、p81の「業務における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減します」という記述では不十分です。

・ですから、p81「施策17公共施設の省エネルギーの推進」で、市が率先して温室効果ガス排出量削減目標を達成すること、そのために市の施設で実際に温室効果ガス排出量を44%（業務部門の2030年目標）削減できることを示し、そのモデルケースを市民へ公開するなどのビジョンを示すべきです。

(市の考え方)

一事業者としての茅ヶ崎市の取り組みを位置づける「事務事業編」については、策定と公表が義務付けられています。市有施設におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量及び省エネルギー対策などは、毎年度、市ホームページ等を活用して市民・事業者の皆様へ公表してまいります。

(意見70)

「公共施設の省エネルギーの推進」だけでなく、市自ら「公共施設の再生可能エネルギーを導入」をすることを施策に追加し、市民・事業者へ普及啓発活動をする前に、自らが実践することが重要です。

・また、過去に設置した公共施設の太陽光発電施設数か所が故障したままになっており、市民が指摘しても修復しない状態が続いています。このままでは、市が本気で再生可能エネルギーを推進し、二酸化炭素削減に動いているとは思えません。この点については、既存の太陽光発電設備の運用管理の項目と予算措置を得られるような仕組みを作る。例えば、公共施設に設置した太陽光発電の電気を自家消費し、電気料金が安くなっても、一般財源が削減できただけで、環境価値も消滅してしまう（NPOが付けた施設でさえ）ので、発電から産み出された価値をきちんと管理し、さらなる設備の新設や修理に使えるようなことを計画にきちんと書くべきです。計画による、裏付けがないと新たな仕組みなど作れないし、進まないのではないのでしょうか？

(市の考え方)

公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置にあたっては市の財政状況や技術的条件などを総合的に検討しています。なお、行政運営にあたっては、茅ヶ崎市総合計画と整合を図りながら、令和3年度及び4年度については、新型コロナウイルス感染症による社会・経済等の影響を考慮して単年度ごとに策定する「茅ヶ崎市事業実施方針」に基づき行います。

(意見71)

「施策18再生可能エネルギーの適切な導入の推進」のタイトルに、わざわざ「適切な」を入れる理由は何でしょうか？ 適切でない事例があったり、問題視されたりしているなら、具体的に書いたほうが良いのではないのでしょうか。

(市の考え方)

自然環境や生活環境のほか、本市の地形や地物、歴史的景観などに配慮し、施策を展開するということを、「適切な」と表現しました。

(意見72)

p84「みどりのカーテン」を市民と事業者対象のようにかかかれているが、当事者として役所で「みどりのカーテン」を推進してほしい。新庁舎になってから行わない理由がわからない。

(市の考え方)

新庁舎については、直射日光を避けるための庇や縦ルーバーのほか、庁舎内に効率的に風を取り込むことができるよう縦型滑り出し窓を設置しており、みどりのカーテンの役割を果たし、省エネ性能を意識した構造としています。

(意見73)

p85に述べられておりますが、本環境基本計画は「地域気候変動適応計画」としても位置付けられるとのことですが、内容は国・神奈川県の評価に準じてと断り書きがある通り、抽象的かつ浅薄で、茅ヶ崎市の事情を反映・斟酌したものではなく、これは到底茅ヶ崎市としての地域気候変動適応計画と理解することは難しい。

例えば2019年の台風19号襲来の際の相模川流域の城山ダムの緊急放流等では、最悪の場合、市内に洪水被害が発生した可能性があります。これらは防災としての取組みとしてだけでなく、中長期的な気候変動適応の課題として扱うべきものと考えます。一級河川である相模川に関しては茅ヶ崎の管轄外とは承知しておりますが、例えば、避難に関する事務の等の改善は茅ヶ崎市として取り組めるものと理解しております。

気候変動適応については、p85の末尾にある「連携による施策の推進」を是非具体的に進めて頂くよう、「検討会」「研究会」あるいは「諮問会議」等の設置を明記頂いたらいかがかと考えます。

(市の考え方)

本計画では、全分野において、個別計画と連携していく旨を記載しており、防災分野を含め、具体的な取り組みは記載しておりません。また、地域気候変動適応計画については、国が自治体に策定の努力義務を課しているものの、具体的に位置づける内容を定めていないことから、本計画においては、神奈川県が公表している県内の環境リスク項目を茅ヶ崎市版として精査し、予測される影響を計画に表現し、関連する施策を位置づけています。

なお、洪水等の気象災害に対しては、茅ヶ崎市地域防災計画等に基づき、国県等の関係機関と協議会を設置し、被害の軽減に資する取組を連携して実施しています。この中で、市では、主に災害リスクの周知や災害情報の発信、避難所の受入体制の強化等を避難対策の充実・強化等を進めています。

気候変動対策を政策に据えた本計画の推進体制については、環境省や経済産業省を中心とした国の各機関のほか、県の各機関、他自治体と、常に連携を取りながら推進します。また、有識者をはじめ、市民や市民活動団体及び事業者からなる本市の附属機関に、計画の推進や見直し等に関し諮問し、評価の答申を受ける仕組みとしています。

■政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見（4件）

（意見 74）

p42 環境に関する市民の意識調査結果が「自然共生に関する満足度、重要度が高く、環境保全活動は満足度、重要度が低くなっている」とあるが、自然環境に対する市民の意識や評価に矛盾があるように思われる。この矛盾の解消こそが基本方針 9 の市民の意識啓発の大事なポイントであり、p89 の施策指標・意識啓発目標はもっと高く設定した方がよいと思われます。

（意見 75）

p86 の政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまちを目指すのであれば、p89 の施策指標（環境保全活動に参加する市民の割合）の 10 年後の目標を講座や農業体験、自然観察会の参加市民の割合を 35%、地域清掃活動参加市民の割合を 50% 程度に設定して進めてほしい。

（意見 76）

p90 マイバックの利用が中間目標と期末目標が同じは理解できない。マイバック活用くらい 100 を目標にできるはず。

（市の考え方）

本計画における各指標のうち、市民や事業者、職員対象のアンケートを基準とした指標については、現状のアンケートの回答より、回答者の行動変革の潜在的な可能性を加味して、計画全体をとおして一定の規則に基づいた目標値を算出しています。

（意見 77）

p91 施策指標② 自然環境評価調査員養成講座は自然環境の保全を継続的に進めるために、大変大切な人材育成講座である。本講座への参加者数だけを記載するのではなく、受講後に調査員として継続して活動している人数も記載してはどうか（養成効果を把握するために）

（市の考え方）

取り組みの詳細については、毎年度の報告において記載してまいります。

■計画の推進体制に関する意見（3件）

（意見 78）

◆市民参加と計画の推進体制について

「環境基本計画2011年版」では、推進体制には市民が積極的に環境基本計画を推進するために参加していく体制が記載されていた。しかし、今回推進体制の中には具体的に記載はなく、市民は単に連携・協力をすれば良い立場として図に記載があるのみである。環境の保全には、行政だけでは実施不可能である点を考えると、後退した考え方によるものであり、実質的な推進ができないと考える。

また、位置づけにあるように、最上位の条例として、茅ヶ崎市の行政運営の基本は、自治基本条例に記載されている。そこには主体的に市民が市政に参加していくことが自治の基本であるとされている。

にもかかわらず、今回の計画には市民の位置づけ及び市民自治に必要な主体的な市民参加が明記されていない。

特に、環境基本条例第15条に記載がある（市民等への活動への支援）では、「市民が自主的に行う環境保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と記載がある。

このような自発的な活動が環境のためには重要であるが、それさえ読み取れる計画ではない。

これまでは、個人としても団体としても、多大な努力をして、環境基本計画が推進されるように、さまざまな提案や実質的な活動をしてきた。しかし、今回の計画ではそれが無駄であると思えることが、情けない。

（意見79）

市民参加も十分配慮してすすめて欲しい。

住民参加も市の行政として遅れていると思う。それは環境問題にも影響あると思う。

（市の考え方）

環境問題の解決にあたっては、市民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、本計画においても、7ページに「各主体の役割」として、市民に対して、環境保全施策の推進に主体的に参加・協力することを求めています。また、96ページで示している「計画の推進体制」図には、市と連携協力するものとして、「市民・事業者」を位置づけており、今後も市民及び事業者、市の積極的・主体的な取り組みにより、目指すべき環境の将来像の実現を目指します。また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルを意識し、計画の評価については市民・市民団体・事業者の皆様からの御意見をいただきながら計画を推進してまいります。

環境基本条例第15条の「市民等の活動への支援」については、施策⑭「環境に配慮した活動への支援」として位置づけ、今後も推進を図ってまいります。

（意見80）

p96 環境調整会議

この会議はp90の自然環境庁内会議と同じものですか？

(市の考え方)

環境調整会議と自然環境庁内会議は別の会議体です。

環境調整会議は、市長を会長とする、茅ヶ崎市環境基本計画の策定や変更、環境に関する市の主要な施策の立案等に関して、総合的な調整を行うための会議です。自然環境庁内会議は、自然環境の保全や緑化の推進に関する連絡調整や情報共有、効果的な保全策の検討を行うための会議で、関連課の課長で構成されています。

■計画の進行管理に関する意見（2件）

(意見81)

政策指標など施策目標の進捗状況評価を3年毎に実施することになっていますが、技術革新や社会情勢の変化の激しい時代においては、見直しや更新などが迅速に行なわれる必要があります。これまでどおりに、毎年の事業の進行状況を各担当部署が評価し進捗状況報告書として公表した後、市民および環境審議会の意見を聞いて、事業施策の見直しや追加変更などを適宜・柔軟に対応してほしいと思います。

(市の考え方)

事業評価については毎年度実施し、市は事業内容を報告し、市民意見を募集したうえで、茅ヶ崎市環境審議会に諮問を行い、事業内容の改善点などについて御意見をいただき、評価結果については次年度の事業展開に反映します。施策評価は3年ごとに実施し、評価結果により事業の見直しを行います。さらに、計画期間の中間である5年を目途に行う中間見直しでは、政策評価を実施し、評価結果により施策を見直します。

(意見82)

p99 評価スケジュールについて

審議会委員の任期は原則2年単位のため、3年目には委員が交代する場合が多い。委員の中には日常生活に直結する生活環境には知識経験が豊富であっても、自然環境については知識や関心がうすいように思われるので、これまでのように全員(特に新任委員)に対する茅ヶ崎市のコア地域の自然観察会を是非継続して実施してほしい。また、事業・施策の評価に当たっては、新しい委員が過去の事業の進捗状況が分かるように、事務局で過去の事業評価を資料にまとめて審議会に提出できるように配慮してほしい。

(市の考え方)

環境審議会委員の新任委員への説明については、現地視察も含め、今後も継続して実施します。また、環境審議会による評価の際には、審議会の意向を踏まえ、適切な資料を提供し、評価に活用していただきます。

■資料編に関する意見（7件）

（意見83）

資-14 空欄

資-36のパブコメと同様に「実施後追記」を記載。

（市の考え方）

令和3年の実施内容については追記します。

（意見84）

資-16の地球温暖化対策委員会（委員14名と任期は6月末で消滅）は令和2年7月より環境審議会へ統合したと明記されているが、本改定作業にどのように関与されたのか明記すること。

（市の考え方）

温暖化対策推進協議会における改定作業については、資料編13ページの計画策定の経緯に記載しています。令和2年7月から温暖化対策推進協議会から4名の委員が環境審議会へ選任され、以降の計画改定に関する審議に参加していただいています。

（意見85）

※資-18に環境審議会会長の茅ヶ崎市環境基本計画の改定についての答申が記載されていますが、この答申には、主に審議会としての活動経過と新しい環境基本計画への要望が述べられているだけで、前計画に関する審議会としての総合評価が省略されています。本答申の後に、審議会の総合評価がp38～41, 43に記載されていることを注記することが必要と思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の環境審議会による評価は、資料編18ページに掲載している茅ヶ崎市環境基本計画改定についての答申（令和2年11月）とは別に、令和元年10月に答申された内容です。総括評価及び改定についての答申の詳細については、市ホームページで公表していますので、御参照ください。

（意見86）

市民団体に骨子案のアンケートをとられ、私たちはまじめに書いた。それがどのように生かされたのか、ご意見として列記しただけではわからない。どこを採用したのか、ご意見に対して何かしらの対応があってよいのではないか。

(市の考え方)

本計画の骨子案の作成までの過程においては、市民、市民活動団体及び事業者の皆様を対象とした様々な市民参加方法を実施しました。各種アンケートの結果については、市が骨子案作成の段階において活用したほか、環境審議会の資料とし、同審議会が骨子案の内容について審議する際に活用いたしました。

(意見 87)

資-39 現状趨勢

現状趨勢 B a u の用語説明が必要。字も読めず、ふりがな添付も必要。

(市の考え方)

現状趨勢については78ページの注釈に説明を記載しています。御意見を踏まえ、次のとおりふりがなを追記しました。

【78ページ】

修正後	修正前
現状 ^{すうせい} <u>趨勢</u>	現状 <u>趨勢</u>

(意見 88)

用語集 資-41 外来種の説明

後段の5行は、「侵略的な外来種」又は「要注意外来生物」又は「特定外来生物」の説明文かと推察されるが、平成27年3月に環境省から侵略性の高い外来生物の総称として、対象を広げて『生態系被害防止外来種リスト』が公表され統一使用されている。(なお、要注意外来生物は削除済で特定外来生物は現存)

p. 45の特定外来生物の用語集で一緒に体系的に説明されたい。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【資料編 4 1 ページ】

修正後	修正前
<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、<u>生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもの</u>のことを「<u>侵略的外来種</u>」とよぶ。平成27（2015）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。</p>	<p>外来種</p> <p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。市内ではセイタカアワダチソウやオオブタクサなどがみられる。</p> <p>外来種のうち、<u>移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的ににもたらすものとして問題となっている。</u></p>

【資料編 4 5 ページ】

修正後	修正前
<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、<u>個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。</u></p>	<p>特定外来生物</p> <p>平成16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。</p> <p>特定外来生物は、生きているものに限られ、<u>個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。</u></p>

(意見 89)

「資料編 5用語集」について

- ・資料 4 4P 「太陽光発電」の説明。「ガリウムヒ素」「硫化カドミウム」はあまり使われてないので記述を見直すべきです。
- ・資料 4 5P 「電力排出係数」。 1行目 電力 1 k W h 「W」は大文字です。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

【資料編 4 4 ページ】

修正後	修正前
シリコン 等の半導体に	シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム 等の半導体に

【資料編 4 5 ページ】

修正後	修正前
電力1kWhを	電力1kwhを

■パブリックコメントの実施に関する意見（7件）

(意見 90)

パブコメ（意見募集）例年も今年も当時期 6～8 件とちょっと（一寸）多いと思います。これではパブコメの意味もなくなってしまうのではと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様から御意見をいただく機会を設定し、寄せられた御意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な御意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様の御意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、御理解の程よろしく申し上げます。

(意見91)

当パブコメの啓発（PR）も少なかったのでは。これではパブコメの応募者少ないのではと思う。

広報ちがさき2020.12.1号では募集期間が異なる8件も一括掲載。特に当計画（のみ）パブコメ異なっている。これでは当分のパブコメ見のがすのでは。

またユーチューブ等の配信があったとしてもデジタル（ユーチューブ含）等しない市民（国民）1～2割（10%～20%）。その人にも配慮したパブコメを実施して欲しいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様から御意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙や市ホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見92)

新型コロナウイルス感染症により多くの講座等が中止となるなか、当パブコメ実施ももっと工夫できなかつたでしょうか（延期を含め）

(市の考え方)

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき策定が義務づけられおり、令和2年度中に策定することとしています。

(意見93)

当パブコメの説明会も実施できないで実施するのは意味がないと思う。（パブコメ実施するなら）

(市の考え方)

本計画については、計画の趣旨や関連する情報提供を行いながら実施した「ちがさき市民ワークショップ」や「市民討議会」のほか、市民や市民活動団体、事業者の皆様を対象としたアンケートなどの市民参加方法を実施し、多くの方から頂いた御意見を参考にさせていただきながら作成しました。

(意見 9 4)

また概略版や当パブコメ実施の改正点をもっと重点的を置いて説明しなければ、全文にそって書くのでは書ききれない。(概略版発行のパブコメ かつてある)

(市の考え方)

本計画策定後には、本計画をわかりやすく表現し作成した概要版を活用しながら、計画の周知に努めます。

(意見 9 5)

他の政策やパブコメと重複しているところも多い。また書くのですか。

(市の考え方)

本計画においても、他の個別計画同様、計画の前提となる背景や位置づけ、推進体制や進行管理など、類似した記述がありますが、計画を説明するうえで重要であり、記載しています。

(意見 9 6)

ゴミ問題にしても12月のパブコで実施している。再度書くのですか。それ以前にも同パブコメ実施していると思う。

(市の考え方)

本計画は、対象範囲を身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えた計画としています。したがって、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」のほか、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」、「茅ヶ崎市景観計画」など、深く関係する個別計画と連携した政策を位置づけているため、説明が重複する部分がございます。

■その他の意見(9件)

その他9件の御意見をいただきました。